

飲料水検査結果書

発行年月日:2022年6月13日

唐津市長 様

2022年5月10日に受付しました貴依頼試料の分析結果を以下の通り御報告いたします。

業務名:唐水浄委第1号 唐津市上水道水質検査等業務

試料名:33 瀬戸木場 給水(瀬戸木場公民館)

採取日時:2022年5月10日 9:31

採取者:新栄地研株式会社 山口

気温:19.8℃

水温:20.4℃

〒849-0928 佐賀県唐津市目黒5-25

新栄地研株式会社

水道法第20条厚生労働省指定検査機関第180号
建築物飲料水水質検査番号:佐賀県2水第10165号

TEL:0952-32-0912(代)

TEL:0952-32-0984(水質課直通)

FAX:0952-32-0944

検査責任者:小林 広樹

No.	検査項目	検査結果	基準値	No.	検査項目	検査結果	基準値
1	一般細菌	0 個/ml	100 個 / ml 以下	27	総トリハロメタン	0.01 mg/L	0.1 mg/L 以下
2	大腸菌	不検出	不検出	28	トリクロロ酢酸	0.003 mg/L未満	0.03 mg/L 以下
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L未満	0.003 mg/L 以下	29	ブロモジクロロメタン	0.0031 mg/L	0.03 mg/L 以下
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L未満	0.0005 mg/L 以下	30	ブロモホルム	0.0018 mg/L	0.09 mg/L 以下
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L未満	0.01 mg/L 以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L未満	0.08 mg/L 以下
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L未満	0.01 mg/L 以下	32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L未満	1 mg/L 以下
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L未満	0.01 mg/L 以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.02 mg/L未満	0.2 mg/L 以下
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L未満	0.02 mg/L 以下	34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L未満	0.3 mg/L 以下
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L未満	0.04 mg/L 以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L未満	1 mg/L 以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L未満	0.01 mg/L 以下	36	ナトリウム及びその化合物	5.3 mg/L	200 mg/L 以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.3 mg/L未満	10 mg/L 以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L未満	0.05 mg/L 以下
12	フッ素及びその化合物	0.08 mg/L未満	0.8 mg/L 以下	38	塩化物イオン	5 mg/L	200 mg/L 以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L未満	1 mg/L 以下	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	25 mg/L	300 mg/L 以下
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L未満	0.002 mg/L 以下	40	蒸発残留物	70 mg/L	500 mg/L 以下
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L未満	0.05 mg/L 以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L未満	0.2 mg/L 以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.0005 mg/L未満	0.04 mg/L 以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L未満	0.00001 mg/L 以下
17	ジクロロメタン	0.0005 mg/L未満	0.02 mg/L 以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L未満	0.00001 mg/L 以下
18	テトラクロロエチレン	0.0005 mg/L未満	0.01 mg/L 以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L未満	0.02 mg/L 以下
19	トリクロロエチレン	0.0005 mg/L未満	0.01 mg/L 以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L未満	0.005 mg/L 以下
20	ベンゼン	0.0005 mg/L未満	0.01 mg/L 以下	46	有機物等(TOC)	0.3 mg/L未満	3 mg/L 以下
21	塩素酸	0.06 mg/L	0.6 mg/L 以下	47	pH値	8.1	5.8~8.6
22	クロロ酢酸	0.002 mg/L未満	0.02 mg/L 以下	48	味	異常なし	異常でないこと
23	クロロホルム	0.0016 mg/L	0.06 mg/L 以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
24	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L未満	0.03 mg/L 以下	50	色度	1 度未満	5 度以下
25	ジブロモクロロメタン	0.0047 mg/L	0.1 mg/L 以下	51	濁度	0.1 度未満	2 度以下
26	臭素酸	0.001 mg/L未満	0.01 mg/L 以下	-	残留塩素濃度	0.2 mg/L	0.1 mg/L 以上

判定:上記項目について水道水水質基準(平成15年5月30日厚生労働省令第101号(令和2年4月1日一部改正))に適合する。

※検査方法:平成15年7月22日厚生労働省告示第261号(平成24年4月1日一部改正)